

特別徴収

年金が年額**18万円以上**の人 → 年金から**【天引き】**になります

- 保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に年6回に分けて天引きになります。

65歳以上の人の保険料は、7月に確定します。そのため、4月、6月、8月は、暫定的な額での徴収（仮徴収）となります。通常は、前年度の2月期と同額です。



こんなときは、
一時的に納付書
で納めます！

- 年度途中で介護保険料が増額になった（増額分を納付書で納めます）
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など